

第12回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月9日(水) 午後2時00分

2 開催場所 いすみ市役所 大原庁舎3階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和2年度第9次農用地利用集積計画(案)について

その他

(開会 午後2時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第12回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長
議長

審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号2番 関委員、議席番号13番 古川委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題といたしますが、番号13から番号15及び番号16の案件が、会議
規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から
番号12までを審議していただき、その後に番号13から番号15につい
て審議し、最後に番号16について審議をお願いいたします。

それでは番号1から番号12について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から12について
説明します。

番号1から番号6は同一譲渡人の案件の為、併せて説明します。これら
はいずれも区分地上権の設定による営農型太陽光発電施設を設置するもの
となります。農地部分については使用貸借権を設定し、ブルーベリーの栽培
をします。番号1、3、5の権利内容、使用貸借権設定。譲渡人理由は、
耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は渡人の要望に応じる為と
なります。番号2、4、6の権利内容、区分地上権設定。譲渡人理由およ
び譲受人理由は、いずれも区分地上権設定の為となります。番号1、2の
申請土地、荻原字染屋(ソメヤ)、地目田、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇

〇〇㎡、番号3, 4の申請土地、荻原字茶田(チャダ)、地目田、〇〇〇㎡、番号5, 6の申請土地、荻原字房前(フサマエ)、地目田、〇〇〇㎡、図面番号1です。

番号7、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、行川字初崎(ハツザキ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号8、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、小池字清水谷(シミズヤツ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号3です。

番号9、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利の為です。申請土地、長志字部根(マブネ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号10、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、長志字部根(マブネ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号11、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、長志字道合(ミチアイ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号12、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、岬町椎木字野際(ノギワ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号1から12につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号6について、10番 三枝委員より補足説明をお願いいたします。

三枝委員 10番 三枝です。今、事務局からの説明のとおりで、近所の人も草だらけよりかは良いだろうという事で、何の問題も無いのでよろしくお願ひします。

議長 番号7について、13番 古川委員の補足説明をお願いいたします。

古川委員 13番 古川です。この物件につきましてですね、隣の敷地を譲り受け

まして隣接おりますので、今までは耕作放棄地のような状況だったんですが、今後は農地として活用するという事ですので、何ら問題無いと思います。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 番号8について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池 田 委 員 5番 池田です。申請地は日当たりが悪く、前面の道路から申請地に向かって譲受人の山林があり、その木を伐採後、土砂を前後の譲受人の土地に入れるもので特に問題ないものと思われま。以上です。

議 長 番号番号9から番号11について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 8番 高浦です。9、10、11と事務局説明のとおりです。問題無いと思います。

議 長 番号12について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。

久 我 委 員 9番 久我です。事務局説明のとおり問題ありません。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 無し。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号12については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号13から番号15についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間退室をさせていただきますので、その間議長を関副会長をお願いいたします。

(藤平会長退室)

関 副 会 長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

番号13から番号15について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号13から15について説明します。

番号13、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、下原字関戸前（セキドマエ）、地目畑、〇〇〇㎡、外2筆、3筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号14、譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、新田野字久保田（クボタ）、地目田、〇〇〇㎡、外6筆、7筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7です。

番号15、譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、下布施字深長（フカオサ）、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号13から15につきまして、以上で説明を終わります。

関副会長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号13及び番号14について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番 高浦です。13、14と藤平会長が耕作している所に隣接又は近くの土地ですので何ら問題ないと思います。新田野駅周辺の小さな土地は、いすみ鉄道の景観上悪いという事で、菜の花鉄道にするという事で、このまま放置するよりも花を植えていただくという事で、有効な土地じゃないかと思います。以上です。

関副会長 番号15について、11番鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 11番 鈴木です。事務局説明のとおり問題ないと思います。ここは前にも他の耕作者が作っていたので問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

関副会長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

関副会長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号13から番号15については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

関副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長 続きまして、議案第1号の番号16についての審議に移りますが、先ほどお話ししたように、議事参与の制限により、7番 増田委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(増田委員退室)

議長 増田委員が退室されましたので、引き続き番号16について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号16について説明します。

番号16、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町井沢字西和田（ニシワダ）、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号16につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号16について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局説明のとおりで、この田圃は受人が以前から耕作していた土地なので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号16については、原案のとおり可決されました。

それでは、増田委員の入室をお願いいたします。

(増田委員入室)

議長 続きますして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1及び番号2は同一案件ですので、一括で説明いたします。

本件土地は行川初崎の田○○○㎡の内○○○㎡で稲荷越青年館の東側に位置します。図面番号10です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が農地造成であり、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものに該当します。

埋立ての事業計画は、平均0.95mほど埋立てを行います。法面の勾配は30度の安定勾配で土留めし、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、東京都練馬区及び西東京市の配水管敷設工事から搬入する発生土○○○立方メートルを使用します。

全体の所要資金は、18万円で自己資金により、賄う計画となっています。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、令和2年11月26日付で市環境水道課に許可申請がなされています。

農地復元後は、枝豆、白菜、キャベツを作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、13番古川委員より補足説明をお願いいたします。

古川委員 13番 古川です。内容的には、事務局説明のとおりですが、補足させていただきます。この土地はもう何十年も耕作放棄地でありまして、現状

は田圃という地目になっておりますが、田圃として使えない様な状況でした。現在は荒地であったんですが、草を刈って綺麗になっております。荒れて色々な物が入っているという事で、そのまま起こしきれない為、農地として使うには客土しないと使い物にならないのが現状です。本人からも、農地して再利用するために若干の客土をしたいという事で申し出があり、申請に至りました。よろしくご審議の程お願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町江場土関内の田、〇〇〇㎡でミサキショッピングガーデンの東側に位置します。図面番号11です。

当初計画内容、貸家住宅。当初許可年月日、平成22年11月15日許可。当初許可番号、千葉県夷振指令第〇〇〇号の〇〇〇。

変更理由、計画を実現出来ずにいる間に他の貸家が増え、需要が減ったため。

承継計画は貸駐車場です。

申請土地は小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地隣接のショッピングセンターのテナント賃借をする会社の役員であり、店舗の従業員が使用する駐車場が不足している為、申請地を購入し、貸駐車場として使用します。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

本申請と同時に農地法第5条許可申請（議案第4号番号15）がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局説明のとおりで、この土地についてはショッピングセンターと川に挟まれた土地で問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 5番 池田です。平成22年ですから10年位建っているんですけど、当初許可は何棟の計画だったのでしょうか。

事務局 2棟の計画でした。

議 長 他に何かございますか。

委員 なし。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1から番号3は、関連がございますので、一括で説明いたします。

本件は、議案第1号の番号1から番号6と同一案件であり、営農型太陽光発電設備の支柱部分について、一時転用を伴う賃借権設定を行うもので

す。3箇所の合計面積〇〇〇㎡で、行元寺の南側及び西側に位置します。図面番号1です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可出来ませんが、転用目的が営農型太陽光発電設備であり、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から、例外的に許可出来るものに該当します。

譲受人の2社は三重県で太陽光発電事業等を行う法人であり、発電事業を行い、下部の農地では議案第3号で説明した茨城県の農地所有適格法人がブルーベリーの耕作を行います。

3箇所合計の太陽光パネル設置枚数は〇〇〇枚です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が該当し、令和2年11月20日付けで、関東経済産業局に変更申請がなされております。

番号4から番号6は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は万木海雄寺前の田〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で、海雄寺の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可出来ませんが、転用目的が進入路であり、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から、例外的に許可出来るものに該当します。

譲受人は天然ガスの開発、採取及び販売等を目的とする法人ですが、前回総会でご審議いただき許可相当の議決を得た坑井用地への進入路として一時転用します。

用水は設置無し。排水について、雨水は自然流下及び自然浸透とします。権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号7、本件土地は大原上堰根の田〇〇〇㎡で大井区民会館の北側に位

置します。図面番号13です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年11月9日付けで変更申請がなされております。

番号8、本件土地は大原青田の田〇〇〇㎡で、いすみ警察署の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内である事から第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年11月16日付けで事業認定がなされております。

番号9、本件土地は小池上川間の田〇〇〇㎡で、小池区公会堂の南側に位置します。図面番号15です。

申請地は、番号7と同様の要件である事から、第2種農地に該当します。

転用目的は進入路です。

譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、申請地の隣接地において、

令和2年2月3日付けで、太陽光発電施設を目的とする農地法第5条許可を得ておりますが、既存の進入路の幅が狭く工事並びに完成後のメンテナンスに支障を来すため、申請地を進入路として使用します。申請地に高さ1m、面積〇〇〇㎡の埋立てを行います。500㎡未満の埋立のため、小規模埋立て条例には該当しません。なお、許可前に工事に着手してしまった事から、始末書を提出することになっております。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号10、本件土地は小池上川間の田〇〇〇㎡で、番号9の申請地の北側に位置します。図面番号15です。

申請地は番号9と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル292枚を設置するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年9月18日付けで変更申請がなされております。

番号11、本件土地は小池上川間の田〇〇〇㎡で、番号10の申請地に隣接します。図面番号15です。

申請地は番号10と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の

流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年9月22日付けで変更申請がなされております。

番号12、本件土地は若山西伊能台の畑〇〇〇㎡で、若山交差点の北側に位置します。図面番号16です。

申請地は、番号7と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和元年11月7日付けで事業認定がなされております。

番号13、本件土地は岬町椎木西鉾田の田〇〇〇㎡で、太東駅の東側に位置します。

図面番号17です。

申請地は、太東駅から300m以内のため、第3種農地に該当します。

譲受人は現在借家住まいですが、父親である譲渡人より申請地を譲受け、譲受人夫婦で生活するための住宅を建築します。

土砂による埋立てを行います。埋立の土砂は市内のストック場からの山砂を使用し、土砂の高さは0.6mです。埋立土砂の量は300立方メートルです。500㎡未満のため小規模埋立て条例には該当しません。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路に流出します。

権利の内容は贈与による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

番号14、本件土地は岬町長者北下宿の畑〇〇〇㎡で、長者小学校の北

側に位置します。図面番号18です。

申請地は、番号8と同様の要件のため、第3種農地に該当します。

譲受人は現在都内で生花店を経営しておりますが、約30年間、長者に貸家を借りて都内と長者の半々で生活しております。来年度からは、インターネット販売を主に切替えることから、都内に居住の必要がなくなった為、この機に専用住宅を建築し移住します。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、道路U字溝に流出します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は道路法について、令和2年11月24日付けで、市建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号15は議案第3号番号1と同一案件のため、説明を省略いたします。

番号16及び番号17は、同一案件のため一括で説明いたします。

本件土地は、岬町井沢中島、岬町三門中島の田と畑、〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で、西善寺の西側に位置します。図面番号19です。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の広がり内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可出来ませんが、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用する事が必要と認められるため、例外的に許可出来るものに該当します。

転用目的は、資材置場及び工事車両通行路です。

借主は携帯電話基地局の工事を請負う法人であり、基地局の建設に伴い、申請地を借受け、工事期間中の資材置場及び工事車両通行路に一時転用します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は賃貸借権設定（期間借地）です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、10番 三枝委員より補足説明をお願いい

たします。

三 枝 委 員 10番 三枝です。今説明があったとおりで問題ないためよろしくお願
いします。

議 長 番号4から番号6について6番 織本委員の補足説明をお願いいたしま
す。

織 本 委 員 6番 織本です。事務局説明のとおり、特に荒れている土地なので、問
題はありません。

議 長 番号7から番号11について、5番 池田委員の補足説明をお願いいた
します。

池 田 委 員 5番 池田です。7番につきましては、申請地の後ろ側に家庭菜園的な
畑がありまして、その所有者には事業内容を説明し、同意を得ている事か
ら問題ないと思われます。8番については、周辺は耕作放棄地であり問題
ないと思われます。9番については、譲受人は平成30年7月に太陽光発
電施設の許可を受け、今回はその進入路であり、周辺は耕作放棄地ですの
で問題ないと思われます。10番、11番は、9番に関連して、太陽光発
電施設の増設という事で周辺は耕作放棄地でありますので、問題ないと思
われます。

議 長 番号12について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍 野 委 員 3番 藍野です。この土地は国道から少し入った所で、周りに農地等は
地目上はあるのですが、耕作している形状はないので、問題ないと思いま
す。

議 長 番号13について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。

久 我 委 員 9番 久我です。事務局説明のとおり問題ありません。

議 長 番号14から番号17について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいた
します。

松 崎 委 員 4番 松崎です。14番については、事務局説明のとおりで周辺には住
宅が建っているようなところで問題ありません。15番については事務局
説明のとおりです。問題ありません。16番、17番については事務局説
明のとおり携帯の基地局ということで問題ありません。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ

んか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和2年度第9次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年11月19日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経る事が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権11件、貸付者10名、借受者10名、田、26,199㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

松崎委員 4番 松崎です。9、10で米7俵と書いてあって、袋の間違ひではないでしょうか。

事務局 袋が正しいので、訂正をお願いします。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますか、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

さて、今回は11月30日までに回答済の14件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 無し。

議長 他に無い様でございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第12回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、1月の総会ですが、1月7日、木曜日、午後3時からいすみ市大原文化センター1階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、12月21日（月）から25日（金）までの5日間となります。現地確認につきましては、年末につき極力12月28日（月）の一日でお願いできればと考えておりますので、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日11月分をお持ちの方は提出をお願いします。

また、この後引き続き研修会を開催いたしますが、会場準備の都合上、一度退室をお願いいたします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

(閉会 午後3時00分)

議事録署名人

議長

2番委員

13番委員